

甲府市がん患者アピアランスケア支援事業 Q & A

NO	質問	回答
1	助成の対象となるものはどのようなものですか。	ウィッグ（部分用ウィッグ及びヘアエクステンション、頭皮保護用のネットを含む）、帽子（毛付きのものを含む）、乳房用の補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）、人工乳房・乳頭（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く）が対象です。
2	現在甲府市に住んでいますが、購入したときは別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請日時点で甲府市に住民票を有していれば対象になります。ただし、令和5年4月1日に甲府市以外の自治体に住民票があった方で甲府市以外で同様の補助を受けている方は対象外となります。
3	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグや補整下着を購入したのですが、助成対象になりますか？	令和5年4月1日以降に購入したもので、購入の翌日から1年以内のものであれば対象となります。
4	助成対象者に年齢制限はありますか。	ありません。
5	がん以外の病気等で脱毛した場合も対象になりますか？	がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用助成を目的としているため、がん治療の副作用による脱毛に限ります。
6	今回助成を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は、助成対象になりますか。	申請は対象補正具により助成の回数が決まっています。助成の回数に達していない補正具については対象になります。既に助成の回数に達した補正具は対象になりません。
7	助成対象の用具は、何個買っても対象になりますか。	個数制限はありませんが、申請する際は1回にまとめて合計額で申請してください。
8	レンタル利用は対象になりますか。	レンタル利用は対象になりません。
9	医療用ではないウィッグや補整下着は対象になりますか。	外見変貌を補完することが出来るものであれば医療用でなくとも対象になります。
10	助成対象用具を自作した場合、助成対象になりますか。	自作費用は対象になりません。

甲府市がん患者アピアランスケア支援事業 Q & A

11	過去にウィッグで補助を受けました。今回乳房用の補整下着で補助を受けられますか。	ウィッグ及び帽子、乳房用の補整下着、人工乳房・乳頭のそれぞれで決められている助成の回数まで申請ができます。既に決められている助成の回数まで申請していない補正具であれば補助金を受けられます。
12	がん治療を受けた日が3年前ですが対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期間内であれば対象となります。
13	がん治療を受けた日が何十年も前で、診断書等は残っていません。どうすればいいですか。	まずは当時の医療機関に診断書等の再発行をしてもらえないかお問い合わせください。 当時の医療機関で再発行してもらえない場合には、現在のかかりつけ医等に、がん治療のため見た目が変わってしまったことを所定の証明書に記載していただくことで申請できます。 所定の証明書は公式ホームページからダウンロードするか地域保健課までお問い合わせください。
14	本人以外でも申請は可能ですか。	可能です。がん患者本人と住民票が同じ世帯の方が申請をする場合は、窓口にいっしょの方の顔写真付きの身分証明書1枚か顔写真のない身分証明書2枚を必要書類と共にお持ちください。同じ世帯では無い方が申請をする場合は、窓口にいっしょの方の身分証明書と委任状が必要です。委任状は甲府市アピアランスケア支援事業のホームページからダウンロードしていただくか地域保健課でお受け取り下さい。 また、未成年については保護者が申請者となります。保護者であることが分かる書類を必要書類と共にお持ちください。
15	補助額 補整具に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は本体価格＋消費税であるため対象となります。

甲府市がん患者アピアランスケア支援事業 Q & A

16	補整具購入にかかった手数料や送料等は助成対象となりますか。	対象となりません。
17	支払いにポイントを使用していますが、補助の対象となりますか。	ポイントで支払った分についても対象となります。
18	購入したことを証明する書類とはどのようなものですか。	領収書や明細書などの書類です。①申請者の氏名、②購入した年月日、③品名、④金額、⑤個数や台数などの記載がされている必要があります。
19	領収書や明細書に品名が書かれていませんが、どうすればよいですか。	領収書や明細書に必要な事項が記載されていない場合は、納品書など購入内容がわかるものの写しを添付してください。
20	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合はNo18に記載している項目の確認ができる書類を提出してください。
21	インターネットで購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	注文履歴の印刷や決済完了画面等、No18に記載している項目の確認が出来る書類を提出してください。
22	購入したのが数ヶ月前であり、領収書等は捨ててしまい手元にありません。どうしたらよいですか。	まずは購入店舗等に領収書等の再発行をしてもらえないかお問い合わせください。 再発行してもらえない場合は、購入店舗で所定の証明書へ記載していただくことで申請できます。 所定の証明書は公式ホームページからダウンロードするか地域保健課までお問い合わせください。
23	お金は自分で払いましたが、購入手続きは家族が行ったので領収書の宛名が家族の名前になっています。どうしたらよいですか。	申出書を記入し提出してください。申出書が必要であれば甲府市公式ホームページからダウンロードいただくか、地域保健課までお問い合わせください。
24	申請期限はありますか。	対象商品を購入された日の翌日から1年以内に申請してください。領収書の日付けが基準日となります。